

由布市告示第79号

令和3年第2回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和3年5月31日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和3年6月7日月曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
加藤 幸雄君	鷲野 弘一君
長谷川建策君	佐藤 郁夫君
渕野けさ子君	田中真理子君
工藤 安雄君	甲斐 裕一君
佐藤 人已君	

○応招しなかった議員

なし

令和3年 第2回（定例）由布市議会会議録（第1日）

令和3年6月7日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和3年6月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第7号 令和2年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第6 報告第8号 令和3年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第9号 令和2年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第10号 令和2年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第9 報告第11号 令和2年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第10 報告第12号 令和2年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第11 報告第13号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第12 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程第13 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度由布市一般会計補正予算（第1号）」
- 日程第15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第16 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第17 議案第33号 由布市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第18 議案第34号 由布市災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第35号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第20 議案第36号 由布市介護保険条例の一部改正について

- 日程第21 議案第37号 由布市市営住宅条例の一部改正について
日程第22 議案第38号 令和3年度由布市一般会計補正予算（第2号）
日程第23 議案第39号 令和3年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 請願・陳情について
日程第5 報告第7号 令和2年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
日程第6 報告第8号 令和3年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
日程第7 報告第9号 令和2年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第8 報告第10号 令和2年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
日程第9 報告第11号 令和2年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
日程第10 報告第12号 令和2年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
日程第11 報告第13号 例月出納検査の結果に関する報告について
日程第12 報告第14号 専決処分の報告について
日程第13 報告第15号 専決処分の報告について
日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度由布市一般会計補正予算（第1号）」
日程第15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」
日程第16 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
日程第17 議案第33号 由布市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
日程第18 議案第34号 由布市災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正について
日程第19 議案第35号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
日程第20 議案第36号 由布市介護保険条例の一部改正について
日程第21 議案第37号 由布市市営住宅条例の一部改正について

日程第22 議案第38号 令和3年度由布市一般会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第39号 令和3年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

出席議員（17名）

1 番 佐藤 孝昭君	2 番 高田 龍也君
3 番 坂本 光広君	4 番 吉村 益則君
5 番 田中 廣幸君	6 番 加藤 裕三君
7 番 平松恵美男君	8 番 太田洋一郎君
9 番 加藤 幸雄君	10 番 鷺野 弘一君
11 番 長谷川建策君	12 番 佐藤 郁夫君
13 番 渕野けさ子君	14 番 田中真理子君
15 番 工藤 安雄君	16 番 甲斐 裕一君
17 番 佐藤 人已君	

欠席議員（なし）

欠 員（3名）

事務局出席職員職氏名

局長 馬見塚量治君	書記 畠中 勇君
書記 生野 洋平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	加藤 淳一君	総務課長	佐藤 正秋君
財政課長兼契約検査室長			庄 忠義君
総合政策課長兼地方創生推進室長			日野 正美君
税務課長	河野 克幸君		
市民課長兼マイナンバーカード推進室長			後藤 昌代君
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長			佐藤 俊吾君
建設課長	佐藤 洋君	水道課長	大久保 暁君
高齢者支援課長	工藤 由美君		

教育次長兼教育総務課長 衛藤 誠治君
消防長 佐藤 尚也君 代表監査委員 大塚 裕生君

午前10時00分開会

○議長（佐藤 人巳君） 皆さん、おはようございます。

感染予防対策として、全ての方へマスクの着用をお願いします。

これより、令和3年第2回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は17人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程（第1号）により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 人巳君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番、平松恵美男君、8番、太田洋一郎君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（佐藤 人巳君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの16日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月22日までの16日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（佐藤 人巳君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をお手元に資料として配付をいたしておりますので、お目通しをください。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。

議員各位におかれましては、令和3年第2回定例会の開会に当たり、公私ともに大変御多忙の

中、御出席を頂きまして、心から感謝を申し上げます。

初めに、統計資料2番目という速さで梅雨入りを迎えまして、毎年のことながら自然災害の発生しやすい季節になりました。昨年の豪雨災害での経験を踏まえ、大雨や台風などの気象情報には十分注意をしながら警戒態勢に万全を期したいと考えているところでございます。

また、国内外の新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況につきましては、より感染力が強く、重症化リスクも高い変異株が主流になってきたことにより、大きく変わってきております。全国的にも緊急事態宣言の発令や蔓延防止等重点措置の適用が相次ぐ中、大分県内におきましても感染者数が急増したこともあり、不要不急の外出自粛要請、また飲食店における営業時間短縮の要請が行われているところです。

さて、本定例会におきまして提案いたします報告9件、承認3件、議案7件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

そして、本日、お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願い申し上げます。そして、本日も、お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願い申し上げます。そして、本日も、お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願い申し上げます。そして、本日も、お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願い申し上げます。

併せて、市民の皆様に対しましては、感染予防に関するチラシの全戸配布、ホームページでの情報の更新、ビデオメッセージの発信などにより、より一層の感染対策と併せまして、不確かな情報に惑わされることのない冷静な言動、思いやりを持った対応を行っていくよう、御理解と御協力をお願いしてきたところです。

また、一般高齢者へのワクチンの接種につきましては、国の示す7月末までの完了を目指して、県や医師会の協力も得ながら個別の医療機関での個別接種や集団接種会場での集団接種、そうした接種体制の強化を進めてきたところです。

今後も新型コロナウイルスを取り巻く状況は刻々と変化していくことが予想されます。引き続き、安全、安心なまちづくりに向け、全力でこの難局を乗り越えていく所存でございますので、議員各位におかれましても御理解と御協力を賜りますようお願いをいたします。

なお、例年開催されております多くの行事が昨年と同様に感染拡大防止の観点から規模縮小、延期、または中止となりましたことを併せて御報告申し上げます。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載しておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、報告といたします。

○議長（佐藤 人已君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、令和3年第1回定例会において採択されました請願の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（小石 英毅君） 令和3年第1回定例会におきまして御審議いただきました請願につきまして、その処理経過、結果報告を行います。

請願受理番号5、件名、市道の認定についてです。

挾間町鬼瀬370番2から鬼瀬410番2地先までの里道の市道認定に係る請願について、委員会意見としてございました、挾間町鬼瀬370番2、及び市道接続部分の隅切用地の分筆登記が請願者によって行われ、無償寄附に必要な書類等提出されたことを確認した後、所有権移転登記、道路台帳作成業務委託作業を行い、成果後に市道認定議案を提出する予定でございます。

請願受理番号10、件名、市道認定に関する請願についてです。

湯布院町川北608番1地先から603番地先の里道の市道認定に係る請願について、委員会意見としてございました、請願者により認定基準を満たす回転場が設置され、かつ用地の土地分筆登記が行われ、無償寄附に必要な書類等提出されたことを確認した後、所有権移転登記、道路台帳作成業務委託作業を行い、成果後に市道認定議案を提出する予定でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 人已君） 請願の処理の経過及び結果報告が終わりました。

以上で諸報告を終わります。

日程第4. 請願・陳情について

○議長（佐藤 人已君） 次に、日程第4、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（馬見塚量治君） 事務局長です。それでは、配付の請願・陳情文書表により朗読いたします。

朗読に際しましては、請願者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。

最初に請願です。受理番号1、件名、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について、請願者、大分市大手町、大分県地方自治研究センター理事長中山敬三、紹介議員佐藤郁夫、加藤裕三。

受理番号2、件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願、請願者、大分県教職員組合由布支部、執行委員長坂本博之、紹介議員佐藤郁夫、加藤裕三。

受理番号3、件名、「大將軍公園内の環境衛生の改善について」に関する請願書、請願者、由布市挾間町篠原自治委員田尻孝義外3名、紹介議員田中廣幸。

次に、陳情です。受理番号１、件名、湯平区・塚原区の切実な要望に寄り添い、バス業者の定時定路線から、住民も参加する中・小型車の「自家用有償運送」と「相互による輸送」の実験運行に１日も早く着手してください。陳情者、由布市湯布院町川上、谷千鶴外１名。

以上でございます。

○議長（佐藤 人已君） ただいまの請願３件、陳情１件については、会議規則第１４１条及び第１４５条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第５．報告第７号

日程第６．報告第８号

日程第７．報告第９号

日程第８．報告第１０号

日程第９．報告第１１号

日程第１０．報告第１２号

日程第１１．報告第１３号

日程第１２．報告第１４号

日程第１３．報告第１５号

日程第１４．承認第２号

日程第１５．承認第３号

日程第１６．承認第４号

日程第１７．議案第３３号

日程第１８．議案第３４号

日程第１９．議案第３５号

日程第２０．議案第３６号

日程第２１．議案第３７号

日程第２２．議案第３８号

日程第２３．議案第３９号

○議長（佐藤 人已君） 次に、本定例会に提出されました、日程第５、報告第７号から日程第１３、報告第１５号までの報告９件、日程第１４、承認第２号から日程第１６、承認第４号までの承認３件、日程第１７、議案第３３号から日程第２３、議案第３９号までの議案７件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案について、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告 9 件、承認 3 件、議案 7 件でございます。

初めに、報告第 7 号、令和 2 年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

令和 3 年 5 月 7 日に開催されました由布市土地開発公社理事会において、令和 2 年度の事業報告並びに決算が議決され、5 月 7 日付で、公有地の拡大の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により書類の提出がありましたので、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 2 年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

次に、報告第 8 号、令和 3 年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出についてですが、令和 3 年 3 月 24 日に開催されました由布市土地開発公社理事会におきまして、令和 3 年度の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決され、3 月 30 日付で公有地の拡大の推進に関する法律第 18 条第 2 項の規定により承認しましたので、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 3 年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

次に、報告第 9 号、令和 2 年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書については、新型コロナウイルス緊急対策事業など 37 事業について、翌年度繰越額と繰越財源が確定いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 10 号、令和 2 年度由布市一般会計継続費繰越計算書については、し尿処理施設整備事業について、翌年度通次繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 11 号、令和 2 年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書については、財産管理費について、庁舎の電話交換機部品の調達に不測の事態が生じ、年度内に完了することができなかったため、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 12 号、令和 2 年度由布市水道事業会計予算繰越計算書については、道路改良事業及び道路災害復旧事業で、地元との調整に不測の日数を要したため、年度内に完成ができなかった配水管布設替え・配水管改良工事について、翌年度繰越額と繰越財源が確定いたしましたので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 13 号、例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による報告となりますので、代表監査委員より報告がでございます。

次に、報告第 14 号、専決処分の報告については、公用車の接触事故による和解及び損害賠償

を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第15号、専決処分の報告については、林道の管理瑕疵による事故について和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、承認第2号、令和3年度由布市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出予算にそれぞれ4,679万円を追加し、予算の総額を209億1,687万6,000円としたことの承認をお願いするものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、低所得のひとり親の子育て世帯に対する生活支援のため、特別給付金を支給するもので、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年4月2日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第3号、由布市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、現下の社会経済情勢等を踏まえ、地方税の充実確保による持続可能で活力ある地方を創ることを目的とした、地方税法等の改正が行われたことに伴い、由布市税条例等の一部を改正を行うものでございます。

緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第4号、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、令和3年3月31日に適用期限を迎える、地域経済牽引事業促進法に基づく省令の一部改正により、促進区域における課税免除の適用期限が延長されたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

続きまして、議案第33号、由布市固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出の手続において、押印等の義務付けを廃止することにより、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第34号、由布市災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正については、本条例に引用する法律名の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第35号、由布市使用料及び手数料条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第36号、由布市介護保険条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症

の影響により、収入が減じた被保険者に対して介護保険料を減免するため、介護保険法第142条の規定により条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第37号、由布市市営住宅条例の一部改正については、公営住宅法施行令が一部改正され、寡婦の定義が見直されたことから、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第38号、令和3年度由布市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ1億5,944万円を追加し、予算総額を210億7,631万6,000円にお願いするものです。

主な内容といたしましては、まず新型コロナウイルス感染症対策として、子ども・子育て支援事業を継続的に提供するための、児童福祉施設等の職員増員経費や感染症対策備品の購入や「生活困窮者の自立に向けた由布市社会福祉協議会での支援職員の増員にかかる相談支援事業委託料、学校施設内の消毒や児童・生徒の検温等を行うスクールサポートスタッフの増員経費などを計上いたしております。

このほか、就学前の障がい児の受入れに対する保育士の加配補助金や保育人材の確保や保育業務の負担軽減に対する保育補助者雇上補助金、強い農業・担い手づくりに向けた農事組合法人への機械導入補助金、挾間B&G海洋センターの大規模改修に伴う設計委託及び工事費、知的障害特別支援学級の新設に向けた改修工事費、また、昨年7月豪雨災害の復旧事業として、公共土木施設の災害復旧工事費の増額や、小野屋河川敷広場の改修工事等を計上いたしております。

なお、4月の人事異動に伴う給与費の組替えと第1回定例会で可決いただきました職員の給与の特例に関する条例の一部改正に伴い、職員の給与の減額分等を措置しております。

次に、議案第39号、令和3年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）については、水道事業会計予算において、収益的予算の収益的支出並びに資本的予算の資本的収入及び支出をそれぞれ増額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 人己君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第13号について、代表監査委員より報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。それでは、報告第13号について御報告申し上げます。

報告第13号、例月出納検査の結果に関する報告について。地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。令和3年6月7日提出、由布市代表監査委員大塚裕生。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第235条の2第1項の

規定により、令和3年1月分、2月分、3月分の例月出納検査をそれぞれ2月24日、3月25日、4月26日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月、月末日現在の現金の在り高と出納状況です。

現金の在り高、出納関係諸表等の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料の計数は、諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第7号及び報告第8号について、続けて詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（日野 正美君） 総合政策課長です。

それでは、報告第7号並びに第8号の詳細説明を行います。

報告第7号、令和2年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。令和3年6月7日提出、由布市長。

1ページをお開きください。令和3年5月7日の由布市土地開発公社理事会において、令和2年度の事業報告及び決算が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、事業報告書及び財務諸表が監査意見書とともに提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告いたします。

4ページをお開きください。令和2年度由布市土地開発公社の事業報告書ですが、令和2年度は土地の取得及び処分等の業務はありませんでした。

1の事業の概要に記載していますが、管理業務として、下湯平若者定住化団地用地取得借入金利息として79万1,933円、市道向原別府線用地取得借入金利息として180円を支払いました。

次に、6ページをお開きください。令和2年度の財務諸表について御説明いたします。

まず、貸借対照表ですが、7ページを御覧ください。令和3年3月31日時点での公社の1年間の財政状況を資産の部、負債の部、資本の部で現在高を示したもので、資産合計並びに負債資本合計ともに1億954万5,002円となっております。

次に、8ページを御覧ください。損益計算書です。1年間の収益、費用、純利益を一覧表にして経営成績として示すもので、当期純利益については471円の純利益となっております。

次に、9ページのキャッシュフロー計算書ですが、1年間の現金、預金の動きをあらわしたも

ので、現金及び現金同等物期末残高は1,114万1,862円となっております。その内訳は、13ページにございますが、普通預金の年度末残高は710万8,249円、同じく定期預金残高は403万3,613円となっております。

10ページは、販売費及び一般管理費で、人件費と一般管理費9万7,680円の内訳を記載しております。

11ページを御覧ください。準備金計算書です。前年度繰越準備金1,114万5,891円に当期純利益471円を加えた1,114万6,362円が当期準備金となり、下段の準備金処理計算書により、次期繰越準備金として処理しております。

次に、12ページは財産目録で、資産合計1億954万5,002円から負債合計8,539万8,640円を差し引いた2,414万6,362円が純資産ということになります。

以下、14ページ以降に、現金及び預金明細表、残高証明書、公有用地明細表、資産明細表、借入金明細表等を添付しております。

次に、26、27ページには、令和2年中間監査、並びに決算に係る監査意見書を添付しております。

以上で、報告第7号の詳細説明を終わります。

続きまして、報告第8号の詳細説明を行います。報告第8号、令和3年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を次のとおり提出する。令和3年6月7日提出、由布市長。

1ページをお開きください。令和3年3月24日に由布市土地開発公社理事会において令和3年度由布市土地開発公社の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定により承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

まず1ページの令和3年度事業計画についてですが、新規取得の計画はなく、公有地取得事業の管理利息として2件、下湯平若者定住活性化事業及び市道向原別府線道路用地取得事業の借入金利息の計上をしております。

また、用地処分として、市道向原別府線道路用地を由布市へ売却する予定としております。

次に、2ページから予算となっております。収益的収入については、附帯等事業収益、補助金等収益、受取利息で92万2,000円、収益的支出は一般管理費と支払利息、並びに予備費で92万2,000円を計上しております。

次に、3ページを御覧ください。資本金的収入については、長期借入金6,739万9,000円と、先ほど説明いたしました道路用地の売却代金を計上しており、同支出では長期借入金返済金

を同額計上しております。なお、令和3年度の借入金限度額は8,539万9,000円と定めております。

4ページ、5ページは予算の実施計画を記載しております。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。令和3年度の資金計画ですが、総額では前年度並みとなっております。5ページ下段に一般管理費の明細、7ページは予定貸借対照表、8ページは予定損益計算書、9ページは予定キャッシュフロー計算書を添付しておりますので、参照していただきたいと思います。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、報告第9号から報告第11号までについて、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長兼契約検査室長（庄 忠義君） 財政課長です。初めに、報告第9号について詳細説明をいたします。

報告第9号、令和2年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰越したので報告する。令和3年6月7日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。令和2年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書です。国の令和2年度補正予算成立に伴う新型コロナウイルス緊急対策事業や令和2年7月豪雨の農業用施設災害復旧費など37事業の明許繰越を行い、翌年度繰越額の合計は37億1,506万5,000円となっております。

繰越理由につきましては、補正予算提案の際に御説明をいたしておりますので、省略をさせていただきます。

次に報告第10号を御説明をいたします。報告第10号、令和2年度由布市一般会計継続費繰越計算書について。地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費に係る歳出予算の経費を繰越したので報告する。令和3年6月7日提出、由布市長。

裏面の令和2年度由布市一般会計継続費繰越計算書を御覧ください。し尿処理施設整備事業については、令和2年度から3か年の継続費となっておりますが、翌年度、通次繰越額が195万8,000円に確定いたしましたので、報告するものでございます。

次に、報告第11号を御説明をいたします。報告第11号、令和2年度由布市一般会計事故繰越繰越計算書について。地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越しに係る歳出予算の経費を繰越したので、報告する。令和3年6月7日提出、由布市長。

裏面の令和2年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書を御覧ください。2款1項総務管理費の財産管理費につきましては、湯布院地域複合施設及び挟間庁舎のダイヤルイン対応電話交換機

工事において、電話交換機部品の製造工場での火災による全国的な部品供給不足が生じたことにより、年度内の事業完了ができなかったもので、翌年度繰越額は104万4,670円となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤 人已君） 次に、報告第12号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（大久保 暁君） 水道課長です。報告第12号について詳細説明を行います。

報告第12号、令和2年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について。地方公営企業法第26条第3項の規定により、次の繰越計算書のとおり報告する。令和3年6月7日提出、由布市長。

今回の報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の報告です。裏面の計算書を御覧ください。4款資本的支出第1項建設改良費、事業名、配水管布設替・配水管改良工事、予算計上額7,163万7,000円、支払義務発生額64万9,000円、翌年度繰越額7,098万8,000円でございます。事業内容といたしましては、道路改良及び道路災害復旧工事の進捗に伴うため、年度内に工事が完成できなかった県道別府挾間線配水管移設工事など7事業になります。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、報告第14号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（佐藤 尚也君） 消防長です。報告第14号について詳細説明をいたします。

報告第14号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和3年6月7日提出、由布市長。

ページをお開きください。左のページは令和3年4月27日付で専決処分を行った専決処分書です。右のページには、本件事故の当事者や概要、和解条件を記載しております。

事故の概要ですが、令和3年3月24日午前10時50分頃、由布市湯布院町川北2366番地1の駐車場に甲の消防自動車を駐車させる際に、消防自動車右後部ステップと駐車場内に停車していた乙の所有する軽自動車右側後部バンパーが接触し、乙の車両に損害を与えたものです。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る100%の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を6万250円と定めたものでございます。

巻末に破損状況などの写真を掲載しております。御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 人已君） 次に、報告第15号について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長です。報告第15号について詳細説明を行います。

報告第15号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和3年6月7日提出、由布市長。

次ページをお開きください。専決処分書でございます。令和3年5月27日、専決処分を行っております。次ページには、和解内容及び損害賠償の額を記載しています。

事故概要といたしましては、令和3年5月4日午後5時ごろ、由布市湯布院町川上1946番地18先の林道雨乞嶽線において、甲の管理する林道上に陥没箇所があり、乙の所有する自動車が行き交う際に当該陥没箇所にタイヤが落ち込み、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件といたしましては、甲は乙に対して、過失割合50%分に当たる本件事故に係る損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額2万6,468円を支払うものでございます。

次ページには、現場やタイヤの損害状況を示す写真を記載しております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、承認第2号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長兼契約検査室長（庄 忠義君） 財政課長です。承認第2号について詳細説明いたします。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度由布市一般会計補正予算（第1号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和3年6月7日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。令和3年4月2日付で専決処分を行っております。

次に、一般会計補正予算をお願いいたします。

令和3年度由布市一般会計補正予算（第1号）。令和3年度由布市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,679万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209億1,687万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年4月2日専決、由布市長。

1ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正です。2ページにかけまして、歳入歳出の款項ごとに補正額を計上いたしております。

3ページからは、補正予算事項別明細書となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、まず、16款2項2目民生費国庫補助金の節区分2、児童福祉費補助金

は、子育て世帯、生活支援特別給付金に係る事業費及び事務費の補助金でございます。

次に、8ページをお願いいたします。歳出ですが、3款2項1目児童福祉総務費の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業（子育て世帯生活支援特別給付金）は新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親、及び二人親の子育て世帯に対しその実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童1人当たり一律5万円の特別給付金を支給するもので、4,535万円を計上いたしております。

また、事業に係るシステム改修業務委託など、事務費として144万円を計上しており、財源は全額国庫補助金を充当しております。

以上でございます。

○議長（佐藤 人已君） 次に、承認第3号及び承認第4号について詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（河野 克幸君） 税務課長です。承認第3号及び承認第4号について詳細説明をいたします。

まず、承認第3号について詳細説明をさせていただきます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和3年6月7日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。専決処分書です。令和3年3月31日付で専決処分を行っております。

それでは、7ページからの新旧対照表をお願いいたします。説明中、条文が前後いたしますが、御了承くださいますようお願いいたします。また、地方税法の改正等に伴う条文の改正につきましては説明を省略させていただきます。

まず、7ページの第24条の改正につきましては、市民税の算定等において国外居住親族を原則として扶養控除の対象とする扶養親族から除外することによる改正でございます。

次の第32条と9ページ下段の第36条の3の3、12ページ下段の附則の第5条につきましても同趣旨の改正になっております。

では、8ページをお願いいたします。第34条の7につきましては、公益の増進に著しく寄与する特定公益増進法人等に対する寄附金について、出資業務に充てられることが明らかな場合は、寄附金税額控除の対象外とする改正でございます。

次に、9ページの第36条の3の2から11ページの第53条の9までの改正は、給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書、退職所得申告書について、一定の要件を満たす場合には電子提出に係る税務署長の承認を不要とする改正となっております。

次に、12ページをお願いいたします。12ページの第81条の4は、軽自動車税環境性能割

の税率の軽減に係る燃費基準の読替規定を対象に追加するものでございます。

13ページの附則第6条の改正は、特定の医薬品購入額の医療費購入の特例を5年間延長することに伴う改正でございます。

15ページをお願いいたします。15ページの附則第10条の4は、適用期限を迎えます災害関連税制について2年間の延長を行う改正でございます。

その下の附則の第11条は、条文見出しの変更による改正となっております。

附則第11条の2は、土地の下落修正の適用年度の改正、次のページの附則第12条は、宅地等に対する税の負担を緩和する負担調整の適用年度の改正。

19ページの附則第13条は、農地に対して課する負担調整の適用年度の改正、附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例を適用する年度の改正となっております。

次に、20ページ下段の附則第15条の2から24ページの附則第16条の2までの改正は、軽自動車税の税率について、経済の動向や燃費基準の達成状況を考慮し、税率を軽減する特例の期限の延長等による改正となっております。

25ページの附則第25条につきましては、住宅借入金等の特別税額控除を経済対策として拡充及び期間の延長を行う改正となっております。

次に、26ページをお願いします。26ページから29ページの改正につきましては、令和2年に承認をいただきました改正条例のうち、令和4年4月1日から施行される条文の改正となっております。

内容としましては、地方税法等の改正により、法人市民税の通算法人の処理についての規定に項ずれが生じましたので、改正をしております。

もどっていただきまして、4ページをお願いします。4ページ下段からの附則に、それぞれの規定の施行期日及び経過措置等を記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、承認第3号の詳細説明を終わります。

続きまして、承認第4号について詳細説明をいたします。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和3年6月7日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。専決処分書です。令和3年3月31日付で専決処分を行っております。

それでは、内容について御説明申し上げます。最後のページの新旧対照表を御覧ください。この一部改正につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の経済発展の基盤強化に関する法律第26条による課税免除措置の適用期限を2年延長するものとなっております。施行日は令和3年4月1日からとなります。

以上で、承認第4号の詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第33号について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長です。議案第33号について詳細説明を行います。

議案第33号、由布市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。由布市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年6月7日提出、由布市長。

新旧対照表を御覧ください。本条例の一部改正においては、固定資産税台帳に登録された価格に関する審査の申出の手続において、押印等の義務付けを廃止するものでございます。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とするものでございます。第8条第5項中、「提出者がこれに署名押印し」を削るものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第34号について詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（河野 克幸君） 税務課長です。議案第34号について詳細説明をさせていただきます。

議案第34号、由布市災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正について。由布市災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年6月7日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。今回の一部改正につきましては、本条例に引用しています法律の題名が、「農業災害補償法」から「農業保険法」に変更されたことによる改正となっております。

以上で、議案第34号の詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第35号について詳細説明を求めます。市民課長。

○市民課長兼マイナンバー推進室長（後藤 昌代君） 市民課長です。議案第35号について御説明いたします。

議案第35号、由布市使用料及び手数料条例の一部改正について。由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年6月7日提出、由布市長。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化され、その手数料を徴収できるようになったことに伴い、条例を改正するものでございます。

裏面を御覧ください。由布市使用料及び手数料条例の別表第2、交付手数料中の個人番号カードの再交付の項を削除するものでございます。施行期日は令和3年9月1日となっております。

次のページに新旧対照表を添付しておりますので、御確認ください。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第36号について詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（工藤 由美君） 高齢者支援課長です。議案第36号について詳細説明をいたします。

議案第36号、由布市介護保険条例の一部改正について。由布市介護保険条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年6月7日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。由布市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法第142条、保険料の減免等の規定により、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免期間を延長するものです。減免対象となる保険料の納期限は、令和4年3月31日までです。

併せて、同項第1号、第2号につきましては、一部文言の略称を規定し、また該当となる対象者やその所得を明確にしたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 人己君） ここで暫時休憩します。再開は11時10分とします。

午前10時57分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（佐藤 人己君） 再開します。

次に、議案第37号について詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（佐藤 洋君） 建設課長です。議案第37号、由布市市営住宅条例の一部改正について詳細説明を申し上げます。

議案第37号、由布市市営住宅条例の一部改正について。由布市市営住宅条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年6月7日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。公営住宅法施行令が一部改正されたことから、由布市市営住宅条例第10条第3項中、「寡婦」から「ひとり親」へ改め、婚姻歴の有無に関わらず生計を同じとする子を有する者へ定義の見直しを行うものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人己君） 次に、議案第38号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長兼契約検査室長（庄 忠義君） 財政課長です。議案第38号について詳細説明をいたします。

議案第38号、令和3年度由布市一般会計補正予算（第2号）。令和3年度由布市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,944万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210億7,631万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正による。令和3年6月7日提出、由布市長。

それでは、1ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正です。3ページにかけまして歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

次に、4ページをお願いいたします。第2表地方債補正ですが、上段で、小野屋河川敷広場改修事業、及び挾間B&G海洋センター改修事業の2件の追加、下段で、公共土木施設災害復旧事業1件の変更をお願いをいたしております。

5ページからは、補正予算事項別明細書となっております。8ページから歳入でございますが、10ページをお願いいたします。19款1項2目の節区分1、指定寄附金は包括連携協定を締結しています市内企業からの総務費寄附金50万円で、小野屋河川敷広場改修事業へ充当いたしております。また、教育費寄附金200万円は谷小学校及び挾間中学校の教育振興に対する匿名の卒業生からの寄附金で、小学校及び中学校施設管理事業の中でそれぞれ備品購入費に充当いたしております。

20款1項1目の節区分2、基金繰入金1,304万7,000円は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入れを増額いたしております。

22款5項2目の節区分1、雑入の雑入（環境課）1,619万2,000円は、由布大分環境衛生組合解散に伴う過年度繰越金の確定に伴う増額分を計上しております。

その他特定財源として歳出課目に充てられているものは、歳出の項目で説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。歳出でございますが、まず歳出予算中の給与管理費につきましては、4月の人事異動に伴う職員給与費の組替え、また、第1回定例会で可決いただきました職員の給与の特例に関する条例の一部改正に伴う給与の減額分を措置いたしております。

また、会計年度任用職員の報酬につきましては、配置された職員の任用年数や職種などにより月額及び期末手当相当分が増減することから、各項目で補正措置をいたしております。

なお、巻末の58ページから給与費明細書を掲載いたしておりますので、御参照いただければと思います。

それでは、18ページをお願いいたします。2款1項9目地域振興費の区分2、地域振興費（庄内）は昨年7月豪雨により被災した小野屋河川敷広場の改修工事で、アスファルト舗装などを行うものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費の区分2、地域福祉推進

事業は、由布市ほのぼのプラザの老朽化した給湯器の入替え工事費を計上いたしております。

次に、28ページをお願いいたします。3款2項1目児童福祉総務費の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業（児童福祉）の保育環境改善等事業費補助金520万円は、地域での子ども・子育て支援事業を継続的に提供するため、市内11の保育施設における保育園職員の増員経費や感染症対策備品の購入等に係る補助金で、2分の1の国庫補助金を充当いたしております。

また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金1,275万円は、延長保育や放課後児童健全育成事業などを実施する市内の児童福祉施設等における職員の増員や感染症対策備品の購入等に係る補助金で、特定財源として国、県補助金を各3分の1、充当いたしております。

下段、3款2項2目子育て支援費の区分1、保育所活動推進事業の障がい児保育対策事業補助金87万円は、集団での保育が可能な就学前の障がい児の受入れに当たり、児童1人につき1人の保育士を加配することに対する補助金で、宮田保育園1名分の増額をするものでございます。

また、次のページになりますが、保育補助者雇上強化事業費補助金452万8,000円は、保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者を雇用し、保育人材の確保や業務負担軽減に対する補助金で3園、4名分を増額をするものでございます。特定財源として県補助金8分の7を充当いたしております。

次に、3款3項1目生活保護総務費の区分2、生活困窮者自立支援事業の委託料202万3,000円は、長期化するコロナ禍にあって経済的な困りごとの相談件数が増加しており、由布市社会福祉協議会での生活困窮者支援職員1名の増員に係る相談支援事業委託料の増額で、4分の3の国庫負担金を充当しております。

次に、32ページをお願いいたします。4款1項5目環境衛生総務費の区分1、水道未普及地域改善事業は、湯布院町中川の桑屋給水施設組合が管理する老朽化した貯水タンクの更新に対する水道施設整備事業補助金で、補助率は事業費の60%となっております。

その下、区分2、環境施設維持管理事業は、湯布院町川上の民有地内に埋設されている公共下排水管用地に係る分筆登記委託料、及び用地購入費を計上しております。

次に、36ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費の区分4、集落営農促進事業は、農事組合法人のハトムギ栽培に係る乗用管理機等の導入補助金で、補助率は国庫財源を伴う県補助金が10分の4、市が10分の1となっております。

その下、区分5、地域資源利活用推進事業は、挾間町朴木地区における地域課題の再点検や講習会及びイベントの開催、地域に根づく伝統的な食文化の継承などの活動に対する里の暮らし支援事業費補助金で、補助率は県4分の3、市5分の1となっております。

次に、38ページをお願いいたします。6款1項5目農地費の区分1、市営基盤整備事業は、設計図面の作成に必要な建設測量総合システムの使用料となっております。

その下、区分2、県営基盤整備事業は、挾間町阿鉢地区及び庄内町平石地区における県営による農地整備事業の調査計画費の負担金で、負担割合は事業費の50%となっております。

次に、42ページをお願いいたします。8款4項4目公園費の区分1、都市公園等管理事業は、下湯平都市農村交流公園内のトイレ等において、昨年7月豪雨の影響により、地元水道からの給水が困難となっていることから、上水道への加入に伴う給水管の切替え工事、及び加入負担金となっております。

次に、46ページをお願いいたします。10款1項3目教育指導費の区分4、教育相談体制充実事業の報酬は、臨床心理士欠員のため減額するもので、謝金についてはその代替となる心理検査等を行うスクールカウンセラーに係る分などでございます。

区分6、新型コロナウイルス緊急対策事業（学校教育）は、学校の衛生環境保持に向け、施設内消毒や児童生徒の検温等を行うスタッフとして雇用するスクールサポートスタッフ10名分の報酬で、特定財源として国庫財源を伴う県補助金2分の1を充当しております。

次に、48ページをお願いいたします。10款2項1目学校総務費の区分1、小学校施設管理事業の工事請負費は、石城小学校に知的障害特別支援学級を新設するに当たり、教室としての改修や階段手すり工事などを行うものです。

次に、50ページをお願いいたします。10款4項1目幼稚園総務費の区分1、幼児教育充実事業は、湯布院幼稚園の園児数の増により5歳時クラスが1増となったことから臨時講師1名分の加配等に係る報酬増額です。

10款6項1目社会教育総務費の区分1、社会教育活動推進事業は、湯布院町内徳野自治公民館の劣化した給水管の修繕に伴う補助金を計上いたしております。

次に、54ページをお願いいたします。10款7項2目体育施設費の区分2、スポーツ施設整備事業は、挾間B&G海洋センターの大規模改修に伴う設計及び工事管理委託、また老朽化したプールろ過装置の更新や屋上、外壁防水などの工事請負費、並びに施設多機能化に向けた備品購入費を計上いたしております。

特定財源として、雑入に計上いたしております公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団からの助成金を充当しております。

最後に56ページをお願いいたします。11款2項1目の区分1、公共土木施設災害復旧費は令和2年7月豪雨災害に係る附帯工事を含む市道等の復旧工事費を増額するもので、この工事費に対しては国庫補助金を充当いたしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人己君） 次に、議案第39号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（大久保 暁君） 水道課長です。議案第39号について詳細説明します。

議案第39号、令和3年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）。総則、第1条、令和3年度由布市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。収益的支出、第2条、令和3年度由布市水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

款の項目の補正額と計のみを読み上げさせていただきます。第2款水道事業費、補正予定額54万8,000円、計8億4,544万3,000円。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書中「不足する額3億788万3,000円」を「不足する額3億857万7,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金3億788万3,000円」を「過年度分損益勘定留保資金3億857万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第3款資本的収入、補正予定額5,490万円増額、計2億9,224万4,000円、第4款資本的支出、補正予定額5,559万4,000円増額、計6億82万1,000円。

企業債の補正、第4条、予算第6条中、建設改良事業の限度額、1億5,580万円を2億1,070万円に改める。令和3年6月7日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で説明をいたしますので、4ページをお願いいたします。

最初に、収益的支出でございます。2款1項4目総係費54万8,000円の増額補正予定額につきましては、各委員及び会計年度任用職員の報酬の増によるものでございます。

次に、資本的収入及び支出になります。最初に、資本的収入です。3款1項1目企業債5,490万円の増額補正予定額につきましては、県道別府挾間線改良工事に伴う送配水管布設替工事実施設計委託料、及び県道別府挾間線配水本管新設工事に伴う水道事業債の増額によるものでございます。

次に、資本的支出です。4款1項1目上水道施設費、委託料の1,650万円の増額補正予定額につきましては、県道別府挾間線道路改良に伴う送配水管布設替工事実施設計委託の変更によるものでございます。

また、請負工事費3,909万4,000円の増額補正予定額については、県道別府挾間線配水本管新設工事に係る工事費でございます。

5ページは地方債に関する調書でございます。御一読のほどをよろしくお願いいたします。

以上、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人巳君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

○議長（佐藤 人巳君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。次回の本会議は、6月10日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締切りは、6月8日の正午まで、議案質疑に係る発言通告書の締切りは、11日の正午までとなっていますので、厳守をお願いします。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午前11時30分散会
